

24高建管第828号
平成24年11月5日

高知県入札参加有資格事業者
代 表 者 様

高 知 県 土 木 部 長

コンプライアンスの確立について

日ごろは、県の土木行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、公正取引委員会から、国土交通省及び県が発注する工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に違反する行為を行っていたとして、多くの県内建設業者に対し排除措置命令及び課徴金納付命令が行われました。

独占禁止法に違反する行為があったとされたことは、県の入札における公正かつ自由な競争を阻害し、公共事業、建設業界に対する県民の信頼を著しく損なうものです。早期に、コンプライアンスを確立し、県民の信頼を回復する必要があります。

また、今後、建設業界におけるコンプライアンスが確立されないままでは、再び違反行為によって工事が止まる恐れがあるのではないかと懸念が残り、国の事業採択において他県を優先され、本県の事業が減少することとなったり、民間工事なども県内建設業者が受注することが難しくなるといった憂慮される事態も生じかねません。万一、そういったこととなれば、県経済・雇用への影響は甚大なものになると考えます。

各事業者の皆様におかれましては、これまでもコンプライアンスの徹底に取り組んでいただいていることとは存じますが、コンプライアンスの確立なくして県民の期待

に応える役割を果たすことはできないとの認識に立ち、なお一層、コンプライアンスの確立に向けた取組を推進していただきますようお願いいたします。

なお、県としましても、違反行為に至った原因・背景を把握するなど幅広く検証を行い、談合が行われにくい入札制度に加え、原因・背景等の諸事情によっては、それらを改善する方策などについて、県の談合防止対策検討委員会でもご議論いただき、公平・公正な入札制度の確立に向けて、改めるべきところは改め、県民の皆様に信頼感・安心感を持っていただけるよう取り組んでまいります。

また、今般の指名停止に伴う県経済全体への影響を少しでも緩和する観点から、下記の方策を講じることとしています。

記

1 今年度発注予定事業の計画どおりの実施

県工事の発注については、今年度発注を予定している事業については、入札手続が保留となっていた工事の再入札など、一部遅延するものもありますが、それ以外は計画どおり実施します。

2 県内建設業者への予定どおりの発注

当初、県内の建設業者での施行を予定していた工事については、引き続き、県内の建設業者に発注します。

3 融資・相談窓口の確保

県経済全体に及び得る間接的な影響も勘案し、次のような対策を講じます。

(1) 県制度融資枠の確保

中小企業の売上減少に伴う運転資金の不足に対応した県制度融資の融資枠を確保済みであり、状況を見て、必要があれば、融資枠を拡大します。

(2) 県が行う中小企業経営相談の実施

県経営支援課に設置している中小企業経営相談総合窓口において、中小企業から、経営上の個別・具体的な相談を受け、適切なアドバイスや支援制度等の紹介を行います。

(3) 関係団体への協力要請

中小企業の経営相談の窓口である商工会、商工会議所等の関係機関に、企業からの経営相談に対し、きめ細やかな対応をしていただくよう要請しています。